

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の広報物等への広告掲載に関する取扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載基準)

第2条 県社協は、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (6) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として適当でないと県社協が認めるもの

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格、発行枚数、掲載する位置及び枠数は、県社協会長が別に定める。

### (広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、県社協が発行する情報誌及びホームページのほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

### (広告掲載の申込)

第5条 広告の申込については、県社協会長が定める募集期間内に広告掲載申込書（様式1号）に掲載する広告案を添えて県社協会長宛に申込みものとする。

- 2 申込み期間内に、募集した数を超える申込みがあった場合は、次の各号に掲げる順位に従って決定する。
  - (1) 県社協の一般会員、又は特別賛助会員
  - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
  - (3) 県内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者
  - (4) 第2号に掲げる以外の企業及び事業者
  - (5) その他会長が適当と認めるもの
- 3 前項の規定によっても申込者が多数の場合は、抽選により決定する。

### (広告掲載の決定)

第6条 県社協会長は、第5条による申込があったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定書（様式2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、県社協会長が定める期間内に広告の原稿を県社協に提出するものとする。

### (広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、県社協会長が別に定める。

- 2 広告料は、県社協会長が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、県社協又は第三者の権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第9条 県社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定及び掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 広告主が県社協に広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、県社協会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県社協に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 県社協は、第9条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 県社協が広告作成発注後、広告主が第10条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を県社協に納入しなくてはならない。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

広告掲載の対象	規 格	掲載方法等	広告掲載料	備 考
総合福祉情報誌 「はあとふる・ふくしま」	1 枠・フルカラー (A4 版、縦書き 約縦 8.5×横 8.5cm)	1 枠・1 回 1 月の作成 10,500 部	20,000 円 (消費税 別)	年 12 回 発行 掲載位置は、 裏表紙他。 2 枠使用も可
県社協使用角 2 号封筒	1 枠・2 色刷り (縦書き、封筒裏面 1/2 スペース、縦 13cm× 横 21cm)	1 枠・1 回 1 回の作成 30,000 枚	100,000 円 (消費税 別)	2 枠 (全面) 使用も可。
県社協ホームページ バナー広告	1 枠・カラー (上下 4 4 ピクセル× 左右 1 2 4 ピクセル、 画像：G I F 形式、 容量：4 キロバイト以 内)	1 枠・ 1 ヶ月	10,000 円 (消費税 別)	
その他 (上記掲載対象以外 のもの)	会長及び広告掲載申込者と協議の上、決定する。			

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会広報物  
広告掲載申込書

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

貴社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱第 5 条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

		申 込 内 容	
広告掲載対象物 (対象物を○で囲む)		①はあとふるふくしま      ②角 2 号封筒      ③バナー ④その他	
申込枠数		枠	
希 望 掲 載 月 等	はあとふる	平成 年 月号	
	バナー	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ヶ月間)	
広告内容 (広告の概要を記入してください。)			

※広告掲載の原稿を添えて、お申込みください。

※②角 2 封筒及び④その他の場合「掲載希望月等」の記載は必要ありません。

(様式第 2 号)

福社協発第 号  
平成 年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会広報物 広告掲載可否決定書

平成 年 月 日付けで申込のあった、社会福祉法人福島県社会福祉協議会の広報物への広告掲載については下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

### 1. 広告掲載の可否

可

否 → ( )

### 2. 広告掲載の内容

有料広告掲載の媒体	①はあとふるふくしま ②角 2 号封筒 ③バナー ④その他	
広告掲載の枠数	枠	
決定掲載月等	はあとふる	平成 年 月号
	バナー	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ヶ月間)
広告料	円 (税込)	
広告掲載条件	社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱を遵守すること。	

※②角 2 封筒及び④その他の場合「掲載決定月等」の記載はありません。

※広告料については、本会から送付されます請求書が届き次第、お支払い願います。